

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 51 )	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46 )

改 正 後	改 正 前																																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 51)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)																																				
<p style="text-align: center;"><b>棚卸資産の評価方法</b>  <b>有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</b> <span style="margin-left: 100px;">承認 の変更申請の 却下</span> 通知書</p> <p>1 使用目的      「棚卸資産の評価方法」      变更申請の      有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法      却下      又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">標題及び本文</td><td style="padding: 5px;">「棚卸資産の評価方法」      变更申請の      有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法      却下      の箇所については、決議      の内容に応じて不要文字を抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本 文</td><td style="padding: 5px;">「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には      「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又      は」の字句を抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">申請の対象が 連結子法人の場合</td><td style="padding: 5px;">対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業の種類・ 有価証券の区分</td><td style="padding: 5px;">棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当      りの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価      証券又はその他有価証券の別を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">棚卸資産の区分・ 有価証券の種類</td><td style="padding: 5px;">棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記      入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方      債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る      申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">承認・却下の区分</td><td style="padding: 5px;">申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">調査担当者</td><td style="padding: 5px;">「この通知に係る処分は、      の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、      調査担当者の所属等により次のとおり記入する。      (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。      (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属      国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">教 示</td><td style="padding: 5px;">「税務署長      の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表      示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。      なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。</td></tr> </tbody> </table> <p>3 送付に当たっての留意事項      この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	標題及び本文	「棚卸資産の評価方法」 变更申請の 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却下 の箇所については、決議 の内容に応じて不要文字を抹消する。	本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には 「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又 は」の字句を抹消する。	申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。	事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当 りの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価 証券又はその他有価証券の別を記入する。	棚卸資産の区分・ 有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記 入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方 債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る 申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。	承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。	教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表 示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。	<p style="text-align: center;"><b>棚卸資産の評価方法</b>  <b>有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</b> <span style="margin-left: 100px;">承認 の変更申請の 却下</span> 通知書</p> <p>1 使用目的      「棚卸資産の評価方法」      变更申請の      有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法      却下      又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">標題及び本文</td><td style="padding: 5px;">「棚卸資産の評価方法」      变更申請の      有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法      却下      の箇所については、決議      の内容に応じて不要文字を抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本 文</td><td style="padding: 5px;">「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には      「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又      は」の字句を抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(新設)</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業の種類・ 有価証券の区分</td><td style="padding: 5px;">棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当      りの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価      証券又はその他有価証券の別を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">棚卸資産の区分・ 有価証券の種類</td><td style="padding: 5px;">棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記      入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方      債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る      申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">承認・却下の区分</td><td style="padding: 5px;">申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">調査担当者</td><td style="padding: 5px;">「この通知に係る処分は、      の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、      調査担当者の所属等により次のとおり記入する。      (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。      (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属      国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">教 示</td><td style="padding: 5px;">「税務署長      の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表      示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。      なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。</td></tr> </tbody> </table> <p>3 送付に当たっての留意事項      この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	標題及び本文	「棚卸資産の評価方法」 变更申請の 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却下 の箇所については、決議 の内容に応じて不要文字を抹消する。	本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には 「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又 は」の字句を抹消する。	(新設)		事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当 りの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価 証券又はその他有価証券の別を記入する。	棚卸資産の区分・ 有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記 入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方 債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る 申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。	承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。	調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。	教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表 示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。
項 目	内 容																																				
標題及び本文	「棚卸資産の評価方法」 变更申請の 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却下 の箇所については、決議 の内容に応じて不要文字を抹消する。																																				
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には 「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又 は」の字句を抹消する。																																				
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。																																				
事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当 りの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価 証券又はその他有価証券の別を記入する。																																				
棚卸資産の区分・ 有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記 入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方 債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る 申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。																																				
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。																																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。																																				
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表 示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。																																				
項 目	内 容																																				
標題及び本文	「棚卸資産の評価方法」 变更申請の 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却下 の箇所については、決議 の内容に応じて不要文字を抹消する。																																				
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には 「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又 は」の字句を抹消する。																																				
(新設)																																					
事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当 りの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価 証券又はその他有価証券の別を記入する。																																				
棚卸資産の区分・ 有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記 入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方 債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る 申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。																																				
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。																																				
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。																																				
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表 示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。																																				